学校給食費相当額給付事業についてのＱ＆Ａ

１　厚木市立小・中学校に在籍している場合

Ｑ１　給付の対象になる条件は。

Ａ１　学期の初日から末日まで給食を停止又は牛乳のみ提供を受けていることです。【表１参照】
（例：６/１から３/31まで給食を停止している場合→２・３学期分が対象）
ただし、次のとおり条件があります。

・学校給食申込書又は学校給食申込変更届出書により表１の①又は②の届出をしていること。
・同一世帯の方の学校給食費に未納がないこと。
※　対象期間中に児童・生徒が海外渡航等により１箇月を超えて本市に居住していない場合、その期間に応じて減額とします。

【表１】学校給食申込書等の内容と給付対象

喫食状況	給付対象
①給食の全部を停止（食事なし・牛乳なし）	○
②牛乳のみ提供　（食事なし・牛乳あり）	○（牛乳代は減額）
③食事のみ提供　（食事あり・牛乳なし）	×
④完全給食　（食事あり・牛乳あり）	×

Ｑ２　現在、学校に行けていないため給食も食べていないのですが、対象になりますか。

Ａ２　給食停止の届出をされている期間が対象となります。
また、各学期の初日から末日まで停止している場合に限ります。（Ａ１参照）
なお、学校で給食の提供を受ける又は受けないためには、食材調整がありますので、学校給食申込書又は学校給食変更届出書により再開や停止の届出が必要です。

学校給食費相当額給付事業についてのＱ＆Ａ

１　厚木市立小・中学校に在籍している場合（続き）

Ｑ３　学期の途中で転校する（転入・転出）場合は給付の対象になりますか。

Ａ３　厚木市立小・中学校に学期の途中で転入した場合は、翌学期分から対象期間となります。
　学期の途中で厚木市立小・中学校から市外へ転校した場合は、転校する当該学期は対象期間となりません。
例１　２学期に転入学した場合　→３学期から対象
例２　２学期に市外へ転校した場合　→１学期分のみ対象
例３　５月に転入し、11月に転出した場合　→対象外

Ｑ４　牛乳を飲んでいませんが給付の対象になりますか。

Ａ４　食事（主食やおかず）の提供を受け、給食費無償化の対象になっているため、給付の対象にはなりません。



Ｑ５　食物アレルギー等で主食のみ持参していますが給付の対象になりますか。

Ａ５　食事の一部の提供を受け、給食費無償化の対象になっているため、給付の対象にはなりません。

学校給食費相当額給付事業についてのＱ＆Ａ

２　厚木市立小・中学校以外に在籍している場合

Ｑ６　在籍校では給食の日と弁当の日がありますが給付の対象になりますか。

Ａ６　給付の対象になりますが、保護者が給食費を負担している額のわかる書類の提出が必要となります。（決定通知書など）
　ただし、給付額については、市で定める学校給食費相当額が上限となります。

Ｑ７　国又は地方公共団体等から給食費について補助や免除等を受けている場合でも給付されますか。

Ａ７　重複しての給付はできません。保護者が負担した額のみ給付対象となります。そのため、その額のわかる書類の提出が必要となります。（決定通知書など）
　また、補助や免除を受けていることが確認できる書類の提出が必要となります。
　なお、給付額については、市で定める学校給食費相当額が上限となります。

学校給食費相当額給付事業についてのＱ＆Ａ

３　共通

Ｑ８　一人当たりの給付額はいくらですか。

Ａ８　厚木市立小・中学校の学校給食費を上限とします。【表２参照】
ただし、次のとおり条件があります。

※　厚木市立小・中学校在籍者で牛乳の提供を受けている場合はその額を減額します。
※　また、他の制度から補助や免除等を受けている場合はその額を減額します。

【表２】厚木市立小・中学校の学校給食費

小学校	年額（完全給食）	中学校	年額（完全給食）
１年生	58,810円	１・２年生	66,800円
２・３年生	61,710円	３年生	60,000円
４～６年生	61,050円		

Ｑ９　申請手続の流れは。

Ａ９　給付対象となる可能性のある方には、対象者のご自宅に、その年度の12～１月頃に案内通知を発送します。内容を確認し、対象になる方は期日までに申請手続をしてください。
　申請受理後、市がその内容を審査し、給付金の支給の可否及び給付額を決定します。支給の可否に関わらず、決定通知書でお知らせします。
　なお、書類に不備等があった場合、支給できません。

Q10　いつ支給されますか。

Ａ10　支給は年1回です。書類の不備や学校給食費に未納がなければ３月末頃に口座振込にて支給する予定です。

その他、不明な点等ありましたら、お気軽に学校給食課までお問い合わせください。